

答 申 情 第 6 7 号

平成 2 9 年 6 月 1 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について (答申)

平成29年1月20日付け建都市第31号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

協議会の議事録の不存在による非公開決定事案についての審査請求に対する裁決 (諮問情第100号)



(別紙)

## 1 審査会の結論

諮問庁が行った不存在による非公開決定処分は妥当である。

## 2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、平成28年9月23日に、諮問庁に対して、京都市情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり公開を請求（以下「本件請求」という。）した。

昭和55～同59年頃に開催された●●再開発ビル区分所有予定者協議会（京都市と※※区分所有者との会議）の第1回から最終回までの議事録一式  
京都市建設局市街地整備課

- (2) 諮問庁は、本件請求に係る公文書を保有していないため、不存在による非公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、平成28年10月4日付けで、その旨及び理由を次のとおり審査請求人に通知した。

請求に係る文書は、昭和57年から58年にかけて開催された●●再開発ビルの区分所有予定者協議会における議事録であり、対象の文書を探索したが、当該資料の保有が確認できないため

- (3) 審査請求人は、平成29年1月5日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

## 3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

## 4 諮問庁の主張

弁明書及び審査会での職員の説明によると、諮問庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 第一種市街地再開発事業について  
ア 第一種市街地再開発事業の概要

市街地再開発事業とは、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、都市計画法及び都市再開発法で定めるところに従って行われる建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備に関する事業並びにこれに附帯する事業である。

老朽木造建築物が密集している平面的な市街地等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路等の公共施設の整備等を行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを事業の目的としている。

実施に当たっては、施行地区内に従前の権利者が所有していた建築物等を除却し、一旦更地としたうえで新しい道路・公園等の公共施設の整備された再開発ビル（施設建築物）の整備を行う。

従前権利者の権利は、第一種市街地再開発事業においては権利変換によって新しく建築される施設建築物等に関する権利に一括して変換される。この際に、従前権利者が従前権利に見合う形で事業の実施後に取得する施設建築物の床のことを通常「権利床」と呼んでいる。

さらに、市街地再開発事業は、従来十分な高度利用が行われていなかった土地の区域において「健全かつ合理的な高度利用」を図る事業であるため、施設建築物の床に余剰の部分が生じる。このような余剰な床のことを通常「保留床」と呼んでおり、従前の権利者が追加的に購入したり（増床）、公募により第三者に売却したりして、市街地再開発事業に必要な資金を賄うために使われる。

イ ●●再開発ビル区分所有予定者協議会について

●●再開発ビルは区分所有の建物であり、区分所有の建物の管理又は使用に関する事項は、区分所有法のほか管理規約で定めることとされている。この管理規約を策定するため、区分所有予定者で協議を行う場として設けられたのが●●再開発ビル区分所有予定者協議会である。

同協議会は京都市が呼び掛け人として発足し、昭和57年から昭和58年にかけて管理規約の策定まで12回の協議が行われた。

(2) 本件請求に係る文書について

請求があったのは、●●再開発ビル区分所有予定者協議会の第1回から最終回までの議事録一式である。

(3) 請求に係る公文書が存在しないことについて

ア ●●再開発ビル区分所有予定者協議会について、再開発ビルの完成前に管理規約を策定するため開催されたものであり、協議の過程を残すため議事録が作成されていた可能性は否定できない。

しかしながら、再開発ビルの運営に当たって必要な管理規約が策定され、再開発ビルがオープンした時点で、再開発ビルの運営は管理規約に基づいて管理組合で行われることから、議事録が作成されていたとしても、保管する必要がなくなり、一定期間経過後に廃棄されたものと考えられる。

本件請求を受けて、複数回にわたって市街地再開発事業に関する文書が保管されている倉庫等を検索したが、当該資料の保有が確認できなかったため、不存在による非公開決定処分を行ったものである。

イ 現行の再開発ビルの管理組合にも問合せをしたが、当該文書は保有していないとのことだった。

ウ 平成元年の文書保存分類表で確認したところ、当該文書についての記載は見当たらなかった。したがって、作成していたとしても、特段保存期間の定めのない文書であったと考えられる。仮に市街地再開発事業の施行に関する文書と同列の取扱いがなされていたとしても、その保存期間は最大でも10年間であり、保存期間経過後のいずれかの時点で廃棄されたものと考えられる。

エ 審査請求人は、廃棄したものであれば、いつ、誰の指示で廃棄されたものか、廃棄されたことが分かる記録を示してほしい旨を主張されているが、廃棄の決定に関する文書は、平成19年度以前には1年保存とされており、すでに廃棄されているため、現時点においては文書があったのかなかったのか、仮にあったとして、いつ廃棄されたかなどについて確認することはできなかった。

(4) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

## 5 審査請求人の主張

審査請求書及び反論書での審査請求人の説明によると、審査請求人の主張は、次のとおりである。

(1) 京都市発行の図書に、「その事前協議の場として事業施行者の京都市が呼び掛け人となり、区分所有予定者協議会を昭和57年12月17日に発足させ、規約成立まで12回の審議を重ねた。」と記載されている。

したがって、貴庁が主導で区分所有予定者協議会を開催し、議事録を作成していたことは明らかである。

(2) ※※管理組合と区分所有予定者協議会とは、異なる組織であり、区分所有予定者協議

会は貴庁が主導となって運営されていた組織である。※※管理組合は建物の区分所有等に関する法律に基づき区分所有建物を区分所有する区分所有者によって構成される団体である。したがって、※※管理組合が成立したからといって、貴庁が請求にかかる文書を保管する必要がなくなるなどということはありません。

- (3) もし、貴庁が請求にかかる文書を※※管理組合に譲渡されたのであれば、そのことを示した文書を開示されたい。

また、何らかの理由で破棄されたのであれば、いつ誰の指示で破棄したのか、及び破棄した記録を示されたい。

## 6 審査会の判断

当審査会は、諮問庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、下記のとおり判断する。

- (1) 本件請求に係る文書について

本件請求に係る文書は、京都市が呼び掛け人となり、昭和57年12月17日に発足し、規約成立までに12回の審議を重ねたとされる●●再開発ビル区分所有予定者協議会の第1回から最終回（第12回）までの議事録一式である。

- (2) 本件処分について

ア 審査請求人は、次のとおり主張する。

(ア) 貴庁が主導で区分所有予定者協議会を開催し、議事録を作成していたことは明らかである。

(イ) ※※管理組合と区分所有予定者協議会とは、異なる組織であり、区分所有予定者協議会は貴庁が主導となって運営されていた組織である。※※管理組合は建物の区分所有等に関する法律に基づき区分所有建物を区分所有する区分所有者によって構成される団体である。したがって、※※管理組合が成立したからといって、貴庁が請求にかかる文書を保管する必要がなくなるなどということはありません。

(ウ) もし、貴庁が請求にかかる文書を※※管理組合に譲渡されたのであれば、そのことを示した文書を開示されたい。

また、何らかの理由で破棄されたのであれば、いつ誰の指示で破棄したのか、及び破棄した記録を示されたい。

イ 確かに、●●再開発ビル区分所有予定者協議会については、審査請求人から提出された資料（京都市発行の図書の写し）において、事業施行者の京都市が呼び掛け人となり発足させたものであることや、規約成立までに12回の審議を重ねたことが記載されていることが確認できる。このことからすれば、審査請求人の主張するとおり、

当該協議会の議事録に相当する文書を作成していた可能性はあると考えられる。

ウ このことに関して諮問庁は、次のとおり主張する。

(ア) ●●再開発ビル区分所有予定者協議会について、再開発ビルの完成前に管理規約を策定するため開催されたものであり、協議の過程を残すため議事録が作成されていた可能性は否定できない。

しかしながら、再開発ビルの運営に当たって必要な管理規約が策定され、再開発ビルがオープンした時点で、再開発ビルの運営は管理規約に基づいて管理組合で行われることから、議事録が作成されていたとしても、保管する必要がなくなり、一定期間経過後に廃棄されたものと考えられる。

(イ) 現行の再開発ビルの管理組合にも問合せをしたが、当該文書は保有していないとのことだった。

(ウ) 平成元年の文書保存分類表で確認したところ、当該文書についての記載は見当たらなかった。したがって、存在したとしても、特段保存期間の定めのない文書であったと考えられる。仮に市街地再開発事業の施行に関する文書と同列の取扱いがなされていたとしても、その保存期間は最大でも10年間であり、保存期間経過後のいずれかの時点で廃棄されたものと考えられる。

エ 当審査会は、諮問庁から提出された、公文書の分類ごとに保存期間を定めた平成元年の文書保存分類表(現在の諮問庁に相当する計画局都市整備部市街地再開発課決定)を確認したところ、当該協議会の議事録を示す文書名は記載されていなかったため、当該分類表からは、当該協議会に関する議事録の存在自体は確認できなかった。

さらに、同分類表を確認したところ、「市街地再開発」の「調査計画」に分類される文書の保存期間は10年とされており、また、附属機関とされる市街地再開発審査会の議事録であってもその保存期間は10年と定められていることが認められた。

オ このことからすれば、当該協議会の議事録が作成されていたと仮定しても、諮問庁の「仮に市街地再開発事業の施行に関する文書と同列の取扱いがなされていたとしても、その保存期間は最大でも10年間であり、保存期間経過後のいずれかの時点で廃棄されたものと考えられる。」との説明に不合理な点があるとは認められない。

カ また、京都市では、平成18年度までに作成した「文書の廃棄に係る決定書」の保存期間は「1年」とされていたことから、諮問庁の「現時点においては文書があったのかなかったのか、仮にあったとして、いつ廃棄されたかなどについて確認することはできなかった。」との説明に不自然な点は認められない。

なお、京都市では、文書事務の更なる適正化を図るため、平成20年4月2日付け総務局総務部文書課長名による通知「文書事務の変更点について」により、「1年」と

していた廃棄に係る決定書の保存期間を「30年」に変更し、平成19年度に作成した決定書から適用することとされている。

(3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成29年 1月20日 諮問  
2月15日 諮問庁からの弁明書の提出  
3月16日 審査請求人からの反論書の提出  
4月26日 諮問庁の職員の口頭理由説明（平成29年度第1回会議）及び追加資料の提出  
6月 1日 審議（平成29年度第2回会議）

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 佐伯 彰洋）